

# 『伊勢物語集註』における漢語の借用

安 倩

はじめに

『伊勢物語』の江戸前期の注釈書である『伊勢物語集註』<sup>①</sup>（以下、『集註』と称する）は、『毛詩』（詩経）、『周易』、『礼記』などの経書を中心とする五十部近くの漢籍を詳しく引用することが、その特徴として注目される。『伊勢物語』注釈史において漢籍を引用する注釈書は少なからず見られるが、『集註』はその中で、引用の詳細さ、分量ともに群を抜いている。漢籍にかかわる漢語を頻繁に借用して登場人物を評価する点が『集註』の特徴と言えるのである。

たとえば、『伊勢物語』第二十三段に関する先行旧注では、登場する大和女を、実在の紀有常女と見なしている。「有常女 貞女」とする捉え方があったことがうかがわれる。しかし、同じ旧注の『集註』では、実在の人物をひきあてる説を批判した上で、大和女は「貞女」ではなく「奔女」であると注釈する。さらに、先行旧注では第二十三段注に見られる「貞女」という漢語が、『集註』では、数多くの章段の注に確認でき、使われる範囲が広がっている点も留意されるべきである。

本論文では、『集註』第二十三段の注釈内容を中心に、『伊勢物語』先行旧注との比較を試み、『集註』の漢語の借用状況を

具体的に考察していきたい。

## 『伊勢物語』第二十三段

一  
a、b、<sup>②</sup>むかし、ゐなかわたらひしける人の子ども、井のもとにいでて遊びけるを、おとなになりければ、男も女もぢかはしてありけれど、男はこの女をこそ得めと思ふ、女はこの男をと思ひつつ、親のあはすれど聞かてなむありける。さて、このとなりの男のもとより、かくなむ。

筒井つの井筒にかけしまろがたけ過ぎにけらしな妹見ざるまに女、返し、

①くらべこしふりわけ髪も肩すぎぬ君ならずしてたれかあぐべき  
などいひひて、cつひに本意のごとくあひにけり。  
さて年ごろふるほどに、女、親なく、頼よりなくなるま

まに、もろともにいふかひなくてあらむやはとて、河内の国、高安の郡に、いき通ふ所いできにけり。さりけれど、  
②このもとの女、あしと思へるけしきもなく、いだしやりければ、男、こと心ありてかかるにやあらむと思ひうた

がひて、前裁のなかにかくれるて、河内へいぬるかほにて見れば、この女、いとよう化粧じて、うちながめて、

③風吹けば沖つしら浪たつた山夜半にや君がひとりこゆらむ

とよみけるを聞きて、かぎりなくなしと思ひて、河内へもいかずなりにけり。

まれまれの高安に来て見れば、はじめこそ心にくもつくりけれ、いまはうちとけて、手づから飯匙とりて、筒子のうつはものにもりけるを見て、心憂がりて、いかずなりけり。さりければ、かの女、大和の方を見やりて、

君があたり見つつを居らむ生駒山雲なかくしそ雨はふるとも

といひて見だすに、からうじて大和人、「来む」といへり。よろこびて待つに、たびたび過ぎぬれば、

君来むと言ひし夜ごとに過ぎぬれば頼まぬもの恋ひつつぞ経る

といひけれど、男、すまざるにけり。

「筒井筒」としてよく知られる『伊勢物語』第二十三段では、大和の女が幼なじみの男と結婚した後、他の女の所へ通うようになった夫に嫉妬しないばかりか、夫の身を心配する歌を詠んだ。それによつてついに夫の心を取り戻した、という内容である。

表1

本文	愚見抄	肖聞抄	惟清抄	闕疑抄	集註
第二十三段全体	なし	此段に、有常か女と名をあらはすは、貞女の名譽をしらす故也。	此段ヲハ、紀有常カ女ノ事ト云ハ、貞女ノ所ヲ、アラハサントメ也。	此段を紀有常の女の事といふは貞女の所をあらはさんが為也。	此段奔女を刺れり。六礼行ひ、父母に告ずして夫婦となるを奔女といふ。師云、闕疑抄などに、此女を有常が女と名を指事あし、有常が女は業平の本妻にて、礼を以てまうけたり、爰は奔女の事を云たる段也。古今にも新古今にも有常が女と云事なし、押て名をさすこと道理にそむけり。

表1は、おもな旧注の説、『伊勢物語愚見抄』（以下、『愚見抄』と称する）、『伊勢物語肖聞抄』（以下、『肖聞抄』と称する）、『伊勢物語惟清抄』（以下、『惟清抄』と称する）、『伊勢物語闕疑抄』（以下、『闕疑抄』と称する）を整理したものである。以下、具体的に見る。

『愚見抄』では、第二十三段の語彙や引歌などに関する注はあるが、全体に対してまとめ的内容がない。一方、他の三つの注釈書は、「有常か女と名をあらはすは、貞女の名譽をしらす故也」（『肖聞抄』）、「此段ヲハ、紀有常カ女ノ事ト云ハ、

貞女ノ所ヲ、アラハサンタメ也」(『惟清抄』)、「此段を紀有常の女の事といふは貞女の所をあらはさんが為也」(『闕疑抄』)と注釈している。いずれも、『伊勢物語』第二十三段の創作目的は、紀有常女が貞女というにふさわしい女性であったことを表すためであったと指摘する。つまり「大和女」有常女「貞女」が先行旧注の共通認識だったとみなすことができる。

しかし、『集註』は第二十三段全体を「奔女を刺れ」る段として理解している。ここでは、大和女は「六礼行ひ、父母に告ずして夫婦となる奔女」に当たるといふ。「奔女」という漢語を借用して、「大和女キ貞女」と述べ、先行旧注の説を否定する。さらに、「師云、闕疑抄などに……押て名をさすこと道理にそむけり」の部分では大和女は奔女なので、業平の本妻としての紀有常女にあてはまらない、すなわち、「大和女キ有常女」と主張する。

つまり『集註』は「大和女キ有常女キ貞女」という立場を取って、先行旧注の共通認識を全面的に否定している。

先行旧注で「貞女」と評価された大和女が、同じ旧注に属する『集註』の段階で、「貞女」ではないと全面的に否定された。同じ第二十三段を注釈するのに、なぜこのような違いがあるのか、そこに、「貞女」など漢語の借用はどのように関わるのか等の問題を明らかにするために、次節では、先行旧注と『集註』それぞれの大和女像に注目したい。

## 二

大和女像を検討する前に、先行旧注で大和女を評価する際の

キーワードのように使われている「貞女」の、言葉の意味とその使われ方を整理する。また、『集註』で、「貞女」の反対語のように見られる「奔女」という言葉についても確認する。

まず、「貞女」については、「貞潔の婦女」という説明が『漢語大詞典』に見られる。用例として、『毛詩』「召南・行露」の序文「行露、召伯聽訟也。衰乱之俗微、貞信之教興、彊暴之男不能侵陵貞女也」<sup>(3)</sup>を挙げる。

『大漢和辞典』は「みさをの正しいをんな」と説明する。①「とつぐ前の女子」と②「一人の夫を守り通す女子。貞婦。烈女」、それぞれ二つの項目に分けられている。結婚していない女子と結婚している女子、という二分類である。前者の例として『易経』「屯」の「六二、云云、女子貞不字、十年乃字」<sup>(4)</sup>を挙げ、後者の例として『戦国策』「秦策」の「曾参孝其親、天下願以為子、子胥忠於君、天下願以為臣、貞女工巧、天下願以為妃」<sup>(5)</sup>を挙げる。

一方、『角川古語大辞典』は、「貞女」について「漢語。夫を裏切る心のない忠実な妻。貞婦」と見られ、夫に忠実である点を強調している。『東鑑』の「予州多年之好を忘れ、恋慕せずんば、貞女之姿に非ず」の用例を挙げている。

以上の三つの辞書の記事から見ると、『漢語大詞典』の「貞潔の婦女」という総括的な説明に対して、『大漢和辞典』は「とつぐ前の女子」と「一人の夫を守り通す女子。貞婦。烈女」に分けてそれぞれ説明がされている。『角川古語大辞典』では「夫を裏切る心のない忠実な妻」と、夫に対する心が強調され、前の二つの辞書とは違う立場をとっていることがわかる。

次に、『伊勢物語』旧注以前に、「貞女」という語が中国と日本の文学作品に実際にどのように使われているかについて見てゆく。

『毛詩』「齊風・雞鳴」序文に、「雞鳴思賢妃也。哀公荒淫怠慢、故陳賢妃貞女夙夜警戒相成之道焉<sup>6)</sup>」と見られる。賢妃は「鶏が鳴いているわ」と君王に夜明けを告げて内助する。君王はそれによく呼応して、朝廷にて朝早く政務を聴いて精勤するという夫婦のかけあいの前例があるためである。しかし、哀公は荒淫し、政務も怠っている、賢妃貞女が心中で常に朝遅くなることを恐れて、君王が天下を治める事業に内助する先例を述べて忠告する。この「貞女」は、責任を持って夫の精励をささえる妻の節操をいう例であると認められる。

『史記』「田単列伝」には、「王蠋曰、忠臣不事二君、貞女不更二夫、齊王不聽吾諫、故退而耕於野<sup>7)</sup>」と見られる。「忠臣は二君に事へず、貞女は二夫を更へず」は、決して夫を裏切らないという意味である。先にあげた『毛詩』「齊風・雞鳴」序文の例と同様に、節操を守ることをいう例と考えられる。

『列女伝』卷三「魏曲沃負」には次のように見られる。  
聘則為妻、奔則為妾、所以開善遏淫也。節成、然後許嫁、親迎、然後隨從、貞女之義也。今大王為太子求妃、而自納之於後宮、此毀貞女之行而亂男女之別也<sup>8)</sup>。

「聘すれば則ち妻と為し、奔れば則ち妾と為す」は、聘礼を経て妻となる、聘礼がないのは妾となる、という、婚礼の儀礼をきちんと守るのは「貞女之義」であるとの意である。

また、『列女伝』卷四「楚昭貞姜」の例を見る。

貞姜者、齊侯之女、楚昭王之夫人也。王出遊、留夫人漸台之上而去。王聞江水大至、使使者迎夫人、忘持符。使者至、請夫人出。夫人曰、王与宮人約。今召宮人必持符。今使者不持符不敢從使者。(中略)妾聞之、貞女之義不犯約、勇者不畏死、守一節而已。妾知從使者必生、留必死。然棄約越義而求生、不若留而死耳。於是使者反取符、還則水大至、台崩、夫人流而死。王曰、嗟夫。守義死節、不為苟生、処約持信、以成其貞。乃号之曰貞姜。君子謂貞姜有婦節。詩云、淑人君子、其儀不忒。此之謂也<sup>9)</sup>。

楚昭王が夫人を漸台の上にとどめたまま出かけた。王は長江が氾濫しそうだと聞いて、夫人を迎えにくよう使者に命じたが、符をもたせることを忘れてしまった。使者が夫人のところに行き、脱出を求めたところ、夫人は、王が、命令によって宮女を召す時には必ず符を用いると後宮の女たちに約束したと言い、使者は符を持って来なかつたので使者に従わず、洪水で死んでしまったという。この「貞女之義」は「約を犯さず」、つまり「約を守る」ことだと言える。

以上、中国の用例から、「節操を守る」、「儀礼を守る」、「約束を守る」などの意味で「貞女」という語を用いていることが確かめられた。

次に日本の用例を見る。まず『保元物語』「為義の北の方身を投げたまふ事」の例である。

「賢臣二君に仕えず、貞女両夫に見えず」と云ふ文あり。

哀れにやさしかりけり。上一人より下万人に至るまで、袖を絞らぬはなかりけり。

為義の北の方が夫を亡くして自害した、という話である。また、『平家物語』巻九「小宰相身投」は次のように見られる。

昔より男におくるるたぐひおほしといへども、様をかふるは常のならひ、身を投ぐるまではありがたきためしなり。忠臣は二君につかへず貞女は二夫にまみえずとも、かやうの事をや申すべき。

愛する夫を戦いで失った小宰相が深く悲しみ身投げしたという話で、『保元物語』の例と同様に夫に忠実である例と言える。

『伊勢物語』の室町後期の注釈書『伊勢物語奥秘書』の、第六十二段の注に「貞女」が見られる。『伊勢物語』第六十二段は、男が、訪れることもまれになっていた女がいたが、そう賢い女ではなかったのだろう、あてにもならない人の言葉に乗せられて、田舎住まいをしていたが、ある時もとの夫の前に出て、食事の給仕などをしていた、という内容である。この第六十二段の、女を評している「かしこくやあらさりけん」について、『伊勢物語奥秘書』は以下のように注する。

かしこくやあらさりけんとは、貞心になきを云り。忠臣二君に仕へず、貞女兩夫に嫁せずといへり。貞心なき故に、業平に契りながら、人にさそはれて、心つくしにまよひ行なり。

女は業平と契りながら、別の男に誘われて、心移したところが「貞心なき」と言われて、「忠臣二君に仕へず、貞女兩夫に嫁せずといへり」と注されている。先に挙げた『保元物語』、『平家物語』とともに、これらの例は、『史記』の「忠臣不事二君、貞女不更二夫」（忠臣は二君に事へず、貞女は二夫

を更へず）から影響を受けていることがうかがわれる。

以上の考察から、漢籍の用例における「貞女」の語は「夫を裏切る心のない忠実な妻」（『角川古語大辞典』）という夫婦関係の面に限らず、節操、礼儀、約束などを守るなど多角的に女性を評価する際に使われていることがわかる。それが日本に入ると、物語などを中心に、「夫婦の契りを守る」という、夫に忠実であるという意味の用例が多く見られるようになっていく。

また、旧注の段階で『集註』のみに使われている「奔女」という漢語は、漢籍から借用された語で、「正式の礼を備へないで男の許に走る女、淫奔女」という意味である。「奔女」の用例は『列女伝』に遡り、『蒙求』、『太平御覧』などの類書に頻繁に引用されることが確認できる。『列女伝』、『蒙求』のルートを通して日本に伝わって、『蒙求抄』や『玉塵抄』など抄物にあらわれるようになる。『集註』は抄物から影響を受けて「奔女」を用いた可能性が高いが、その問題については別稿を期す。

### 三

次に、先行旧注の大和女像について考察したい。①「くらべこしふりわけ髪も肩すぎぬ君ならずしたれかあぐべき」の歌に關して、『集註』に先行する旧注は次のように注している。

『肖聞抄』…

是も、前の歌にてその心あらは也。かみをあくると云は、女、おとなになれば、かならずする事也。心は、只君か手をふれん、と云心也。

『闕疑抄』…

くらべこしは、あそびたりし時くらべたるのみなるべし。あふ事はおとなに成ての事也。かみあげなどいふほどに、君ならでは誰に手をもふれさせんと、女のいふ也。

「心は、只君か手をふれん」(『首聞抄』)、「君ならでは誰に手をもふれさせん」(『闕疑抄』)からは、大和女を、幼い頃からおとなになるまで一人の男を待つ忠実な心を持つ女性として捉えていたことがうかがわれる。

②「このものと女、あしと思へるけしきもなく、いだしやりければ、男、こと心ありてかかるにやあらむと思ひうたがひて、前裁のなかにかくれゐて、河内へいぬるかほにて見れば、この女、いとう化粧じて、うちながめて」の部分、「あしと思へるけしきもなく」について、

『惟清抄』…

アシト思ヘルケシキモナクテ、嫉妬スル気色モ、ミエサル也。

『首聞抄』…

いとうけさうし 身をつくろひ、やさしきやう也。『古今』には、琴をかきならして、なとあり。特哀なるへし。

『闕疑抄』…

あしと思へるけしきもなく、嫉妬する心もなき也。いとうけさうじて、こゝは身をつくろふ躰なるべし。女は身をもてつくろふも、夫のため也。

と、それぞれ注する。「嫉妬スル気色モミエサル」(『惟清抄』)、「やさしきやう」(『首聞抄』)、さらに、「(夫のため)身

をもてつくろふ」(『闕疑抄』)のように、他の女に気持ちに移した夫に対して、嫉妬もしない、しかも夫のために身の周りを整える、柔和で従順な大和女像を捉え出す。

また、③「風吹けば沖つしら浪たつた山夜半にや君がひとりこゆらむ」の歌に関して、

『首聞抄』…

心は、有常か女、まどしく成て、業平とあひそふ事をもはちなけきて、二道の恨をも思はず、出し立て国をへたて、過ゆく山のおほつかなさに、かゝる夜しもひとりやこゆらんといへるをよく思入て吟味すへき也。

『惟清抄』…

哥ノ心ハ、風波ハケシキ時ニ、立田山ヲコエテ、艱難ヲヘテ、君ノヒトリユク事ヨト云心也。

『闕疑抄』…

哥の心は、風波はげしき時に、立田山をこえて、艱難をへて、君がひとり行事よと云心也。

と見られる。別の女のところへ行く夫を恨みにも思わず、歌を詠み、夜に山を越えてゆく夫の身の安全を心配する温和で善良な大和女像を捉え出す。

以上の点から、先行旧注では、第二十三段の大和女に関する描写のうち、忠実な心、従順な態度、善良な性質を持つところは、紀有常女の「真女の所」や「真女の名誉」をあらわすためであると注釈され、教訓的な要素に向かう傾向が認められる。

『伊勢物語』旧注全体において、「真女」のような教訓的な言葉を用い、物語を理解しようとする姿勢については「二条流旧注

のすべての注釈書に多かれ少なかれうかがわれるところである」と指摘されている。しかし、注意したいのは、先行旧注は「貞女」という漢語を借用して物語の登場人物としての大和女と実在の紀有常女を関連付けようとし、基本的には物語の内容に沿って理解しようとする態度が認められる点である。

一方、『集註』は、大和女を評価する際に教訓的な注釈姿勢も示すが、先行旧注とは全く違う立場をとる。次には、『集註』の大和女像を分析したい。

第二十三段冒頭の「むかし、あなかわたらひしける人の子ども、井のもとにいでて遊びけるを、おとなになりければ、男も女もはぢかはしてありけれど、男はこの女をこそ得めと思ふ、女はこの男をと思ひつつ、親のあはすれど聞かでなむありける。さて、このとなりの男のもとより、かくなむ」について

『集註』は次のようにいう。

a 師云、此段奔女を刺れり。六礼行ひ、父母に告ずして夫婦となるを奔女といふ。畢竟上たる人礼法を行はぬ、故に下乱る也。第三段に二条后を父母のおぼしたる事、礼法をそむき男女の別なきゆへに、業平とみそかごとあり。同じ代なれば下々は上を似せる習ひ也。爰も父母にかくして淫奔す、その中に品いやしきははやく捨らる。身上定らぬは奔女の常の事也。礼なくしての事なれば、義理を男女ともに思はぬゆへなり。この段は「奔女を刺れ」るものであるとし、「六礼行ひ、父母に告ずして夫婦となるを奔女といふ」と指摘する。

「女はこの男をと思ひつつ、親のあはすれど聞かでなむあり

ける」とあり、大和女が親の言うことを聞かずに男と夫婦になるのは、a「六礼行ひ、父母に告ずして夫婦となるを奔女といふ」、「礼法をそむき」、「父母にかくして淫奔す」、など「奔女」のありように一致するので、大和女は奔女であるという。

また、次のbのように、先行旧注の「大和女||有常女||貞女」の注釈を全面的に否定している点も注目される。

b 師云關疑抄などに、此女を有常が女と名を指事あり、爰は奔女の事を云たる段也。古今にも新古今にも有常が女と云事なし、押て名をさすこと道理にそむけり。

c 「つひに本意のごとくあひにけり」について、  
ほいのごとく 愚見抄云女本意なり。

師云ほいのごとくと云詞は大に刺悪心也。(中略)今礼なく私夫婦となる事を譏たる詞也。

と注され、大和女が「本意のごとく」男と結婚することを、礼なくひそかに夫婦となることとして譏るのである。

つまり、『集註』の注釈によると、女は人の妻になる前に、必ず父母の意向に従い、その許可を得て、礼法を守って男と付き合い、結婚しなければならぬ。そうしないと「奔女」とみなされる。『集註』は「奔女」という漢語を借用して、先行旧注の「貞女」という認識を否定して、女への要求を一層厳しくする注釈態度を形成した。『集註』によりながら読むと、『伊勢物語』第二十三段は、男女の物語から、父母の許可や婚姻の儀礼などを重視する教訓的な話になる。従来の物語理解からは離

れる傾向がうかがわれるのである。

四

『集註』の以上のような特徴は、第二十三段の注釈だけに認められるのではなく、第三十四段、第七十三段の注釈にも見受けられる。

『伊勢物語』第三十四段

むかし、男、つれなかりける人のもとに、

いへばえに言はねば胸にさわがれて心ひとつに嘆くころ  
かなおもなくていへるなるべし。

男が、つれない態度をとる女のもとに歌を詠んで贈った。自分の気持ちを言い出せないなどと言っているけれども、実はずいぶん臆面もなく言ったことである、という内容である。

冒頭部分の「つれなかりける人」について、表2のように、先行旧注では、『肖聞抄』が「人たれともなし」という以外、ほとんど注釈されていないが、『集註』は「師云此段貞女をほめたり、天下無双の業平にさえ難也」と述べられる。さらに、次のような注がある。

師云無面目也。貞女にて色にうつろふまじきと知ながら猶かく哥をやる、我がしはざのはかなきを恥たるならんと刺て書たり、不義なる事を恥る心をたしかにもちたらば、悪念をあらためて君子なるべし。

「貞女にて色にうつろふまじき」の内容があり、男の好色にたいして、無情で何の反応もないのは「貞女」とであると評価している。

表2

原文	肖聞抄	惟清抄	闕疑抄	集註
つれなかりける人	人たれともなし	なし	なし	貞女をほめたり

また第七十三段の原文は以下となる。

むかし、そこにはありと聞けど、消息をだにいふべくもあらぬ女のあたりを思ひける。

目には見て手にはとられぬ月のうちの桂のごとき君にぞありける。

男が、居場所を聞いてはいるが、手紙を出すこともできない女のことを思いやつて歌を詠んだ、という理解である。

表3

原文	肖聞抄	惟清抄	闕疑抄	集註
そこにはありと聞けど、消息をだにいふべくもあらぬ女のあたりを思ひける。	なし	なし	せうそこ文也。消息かならず文などにかぎらず。音信の事をいふなり。ここは詞もかはさぬ心なり。	礼法を思ひて貞なる女を云也。



表3のように、先行旧注では「闕疑抄」が「消息」に関わる注を付しているが、女についてまったく言及していない。それに対して、『集註』は「師云此段は礼法を思ひて貞なる女を云也。国にあれば礼といひ、民にあれば法と云」と、便りさえすることができない女について、礼法を思つてわざと男と距離を置く、「貞なる女」としている。

また以下の四つの例は、「貞女」という語が直接には使われていないが、「貞節」や「節義」など「貞女」に関連する言葉を含む『集註』の注釈である。

#### 初段注・

師云此一段は一部の中にて序分なり。好色の事をほのめかし、女の貞節をあらはし、又哥の贈答の奇妙なる事を教たり。全部百二十五段あり。

#### 第二十二段注・

師云此段女の貞節なる心を感じて、色にうつろふ男の心もしづまりぬる事を書り。古今序に男女の中をもやはらぐるは哥也とあり。

#### 第五十四段注・

師云此段女の義あることを書き、媒ありて父母に告て、六礼をおこなはぬは奔女とて（中略）今礼法なきからに業平の無双の男色にもなびかぬもの也

#### 第五十五段注・

此段女の節義あるを云。いやにしているけれども好色なる男になびくべき理なきゆへに終にうけひかぬもの也。

『伊勢物語』初段は、昔男が元服して、奈良の京の春日の里

に鷹狩に出掛けた時に美しい姉妹に出会ったという話である。冒頭の「昔男初冠して、奈良の京、春日の里に、しるよしして、狩にいにけり」の「昔男」に対して、『集註』は「此一段は一部の中にて序分なり」と注をつけて、初段の「序分」の役割を強調する。また「好色の事をほのめかし、女の貞節をあらはし、又哥の贈答の奇妙なる事を教たり」と注する。初段に関して、『集註』は「好色を批判する」、「女の貞節をあらわす」、「歌を教える」という三つ角度から注を付ける注釈態度が窺われる。

第二十二段では、『集註』は、冒頭の「昔、はかなくて絶えにけるなか、なほやわすれざりけん、女のもとより」に、「師云此段女の貞節なる心を感じて、色にうつろふ男の心もしづまりぬる事を書り」と注している。疎遠になったものの、男のことを忘れない点から、女の「貞節なる心」を感じたと解釈している。

第五十四段の「つれなかりける女」、男に冷淡な態度をとっている女について、『集註』は「義ある」と評価する。また、第五十五段は、男が思いをかけた女と結ばれそうにならぬ状況において歌を詠んだ、という一段である。「思ひかけたる女のお得まじうなりての世に」について、『集註』は、女が自分の意志で敢えて男と付き合わない、という理解をとり、「女の節義ある」と評価する。

これら四例は、「貞節」や「節義」を借用して注釈され、女の行動や男への対応などに注目している点が特徴的である。

以上見てきたように、『集註』は、『伊勢物語』とは関係が薄い、「貞女」や「奔女」などのような教訓的な漢語を用い、登

場する女性たちを、「貞女」とほめたり、「奔女」と風刺したりなどする。倫理規範に即して女の貞節を重視する『伊勢物語』の捉え方は、従来の注釈書とは異なる特徴といえる。

### おわりに

『集註』以前の『伊勢物語』の注釈書、『肖聞抄』や『闕疑抄』などにも、「貞女」のような漢語を借用して注釈する例がないわけではないが、第二十三段注以外にはほとんど見られない。先行旧注では第二十三段の本文から「嫉妬しない」、「夫のため身だしなみを整える」、「夫の身の安全を心配する」などの性質を読み取り、この段を紀有常女の「貞女の名誉」を表す一段として理解している。先行旧注における「貞女」という語は、あくまでもこの一段の注釈として現れ、物語の登場人物や物語の展開などの虚構的なものと、実在の人物や歴史などとを繋ぐ役割を果たすものである。先行旧注は、虚構的なものと実在的なものとを繋ぎながらも、物語そのものから離れず、物語の内容に沿って忠実に理解しようとする態度がうかがえるのではないか。

それに対し、『集註』の場合、「貞女」は数十章段に使われており、男女交際の場面で、節操、礼儀、約束などを守る女性を評価する際に用いられている。先行旧注より、女の行動への要求は一層厳しくなっていると言えよう。さらに『集註』では、先行旧注に認められた、物語と現実とを繋ぐ役割が後退し、「貞女」という言葉自体の教訓性が強く働いている。『集註』以前の『伊勢物語』注釈書には全く現れていない、「貞節」や

「節義」「奔女」や、「貞女」に関連する語など、教訓的な言葉を多く用いることから、『集註』にとって『伊勢物語』を注釈するとはどのようなことだったのかが問われるのである。『集註』は、『伊勢物語』を注釈するために女の行動に注目するというよりむしろ、女への要求、たとえば、第二十三段の注に見られるような「六礼行ひ、父母に告ずして夫婦となるを奔女といふ」、また、第三十四段の注の、「貞女にて色にうつるふまじき」等の主張が先にあつて、『伊勢物語』をとおして女の行動を批評・規制し、礼法や節義などの倫理規範に基づいて、啓蒙・教化するような効果をねらう傾向が強くなつていえるのである。

『集註』に認められる、啓蒙・教化的な効果をねらうような傾向は、おそらく、『伊勢物語』を注釈する際に大量にあげる漢籍と深く関わって形成されたと推測される。<sup>83</sup>『伊勢物語集註』は、漢籍から儒教的な思想や礼法を習得し、それを倫理規範として『伊勢物語』の登場人物の行動を評価しつつ、また儒教的な思想や礼法を主張する啓蒙・教訓的な特質を持つ注釈書となつているのである。

### 使用テキスト

『漢語大詞典』 漢語大詞典出版社。『大漢和辞典』 大修館書店。『角川古語大辞典』 角川書店。『伊勢物語』・『保元物語』・『平家物語』 新編日本古典文学全集。『毛詩』・『史記』・『列女伝』 新釈漢文大系。『伊勢物語集註』 筑波大学附属図書館蔵承応二年版本。『伊勢物語奥秘書』(鉄心斎文庫蔵)・『伊勢物

語首聞抄」(延徳三年本)・『伊勢物語惟清抄』(天理大学附属天理図書館蔵)・『伊勢物語闕疑抄』(寛永十九年刊本) Ⅱ 伊勢物語古注釈大成 笠間書院。

## 注

- (1) 『伊勢物語集註』は、一華堂切臨(一五九一—一六六二)によって編纂された『伊勢物語』の注釈書である。「日本古典文学大辞典」(岩波書店、一九八三)第一巻の「伊勢物語集註」の項目(中田武司執筆)によると、慶安元年(一六四八)九月に成立し、慶安五年(一六五二)に初版本が刊行された。切臨が書した『伊勢物語集註』序文によれば、当時流布していた『伊勢物語愚見抄』や『伊勢物語闕疑抄』には書写の誤りが多く、相伝の正義の遺漏も多いため、諸注を参照し取捨選択し、三条西実澄から切臨の師である乗阿へ伝えられた「奥義」を軸に構成したものである。筑波大学附属図書館蔵『伊勢物語集註』は承応二年(一六五三)版本である。
- (2) 『伊勢物語』第二十三段本文で、傍線部のアルファベット a b c、数字の①②③等は、以後の論述の必要から、引用者が付したものである。①②③等は『伊勢物語』の代表的な旧注が付注するところ、a b c等は、『伊勢物語集註』が付注するところである。
- (3) 行露は、召伯訟を聴くなり。哀乱の俗偈して貞信の教へ興る。彊暴の男、貞女を侵陵する能はざるなり。
- (4) 女子貞なり字(う)まず、十年にして乃ち字(う)む。
- (5) 曾参其の親に孝なれば、天下以て子と為さんと願ひ、子胥君に忠なれば、天下以て臣と為さんと願ひ、貞女工巧なれば、天下以て妃と為さんと願ふ。
- (6) 雞鳴は、賢妃を思ふなり。哀公は荒淫怠慢なり。故に賢妃貞女の、夙夜警戒して相成すの道を陳ぶ。
- (7) 王蠋曰く、忠臣は二君に事へず、貞女は二夫を更へず、齊王吾が諫めを聴かず、故に退きて野に耕す。
- (8) 聘すれば則ち妻と為し、奔れば則ち妾と為すは、善を開きて淫を遏ぐ所以なり節成りて然る後許嫁し、親迎して然る後随従するは、貞女の義なり。今大王太子の為に妃を求むれども、自ら之を後宮に納る。此れ貞

女の行を毀ちて、男女の別を乱すなり。

- (9) 貞姜なる者は、齊侯の女、楚の昭王の夫人なり。王出でて遊び、夫人を漸台の上に留めて去る。王 江水の大きいに至ると聞き、使者をして夫人を迎へしむるも、符を持せしむるを忘る。使者至り、夫人に出でんことを請ふ。夫人曰く、王と宮人と約す。令して宮人を召す時は、必ず符を持ってすと。今使者符を持せざれば、姜敢て使者に従ひて行かじ。(中略) 姜は使者に従はば必ず生き、留まらば必ず死するを知る。然れども約を棄て、義を越えて生を求むるは、留まりて死するに若かざるのみと。是に於て、使者反りて符を取り、未だ還らざるに、則ち水大いに至り、台崩れ、夫人流て死す。王曰、嗟夫、義を守りて節に死し、苟めに生きるを為さず。約に処して信を持し、以て其の貞を成す。乃之を号して貞姜と曰ふ。君子謂ふ、貞姜婦節有り。詩に云ふ、淑人君子、其の儀式はず。此の謂ひなり。

- (10) 『伊勢物語古注釈大成』第一巻(笠間書院、二〇〇四、三〇四ページ)。成立時期に関しては、室町後期という解題の指摘に従う。

- (11) 『伊勢物語』の詳しい詳細は小論『伊勢物語集註』における『毛詩』の引用(日本語と日本文学、筑波大学日本語日本文学会、六十五号、二〇二〇、六十三〜七十九ページ)を参照。

- (12) 山本登朗『伊勢物語論』文体・主題・享受 笠間書院、二〇〇一、三八六ページ

- (13) 注(11)前掲小論参照。

## 付記

本稿は筑波大学日本語日本文学会第四十二回大会(二〇一九年十月五日、筑波大学総合研究棟A)パネルディスカッション「借用語と日本社会」において、『伊勢物語集註』における漢語の借用」の題目で発表した内容をもとにしたものです。御教示を賜った方々に深く御礼申し上げます。

(あん せい 筑波大学大学院 博士課程  
人文社会科学研究所)